

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
小電力無線システム委員会（第 23 回）  
議事要旨（案）

## 1 日時

平成 20 年 10 月 9 日（木） 10 : 10~11 : 10

## 2 場所

合同庁舎 7 号館 共用会議室-2（904 号室）

## 3 出席者（敬称略）

主 査 : 森川（東京大学）

構 成 員 : 伊藤（マイクロソフト（株）代理：楠）、遠藤（日本電気（株））、久間（三菱電機（株）代理：辻道）、斉藤（日本電信電話（株）代理：土田）、坂下（リンテック（株））、高野（（株）富士通研究所）、千葉（シャープ（株）代理：佐々木）、徳広（（株）NTT ドコモ 代理：渥美）、丹羽（（社）日本アマチュア無線連盟）、野尻（（株）デンソーウェーブ 代理：渡辺）、野本（日本放送協会代理：大西）、萩原（パナソニックモバイルコミュニケーションズ（株）代理：安島）、波多野（日本テキサス・インスツルメンツ（株））、平野（マイティカード（株））、堀部（KDDI（株））、正村（日本無線（株））、宮内（（社）全国陸上無線協会）、山田（東京電力（株）代理：小川）、弓削（ソフトバンクテレコム（株）代理：勝浦）、若尾（（社）電波産業会）、渡辺（（株）東芝 代理：峯邑）

作 業 班 : 阿保（気象庁）、藤田（明星電気（株））、中川（（財）テレコムエンジニアリングセンター）

事 務 局 : 沼田、伊沢、菅野、中岡（総務省重要無線室）、林（総務省移動通信課）

## 4 配布資料

資料 2009-23-1	小電力無線システム委員会（第 22 回）議事要旨（案）	【事務局】
資料 2009-23-2	小電力無線システム委員会報告概要（案）	【事務局】
資料 2009-23-3	小電力無線システム委員会報告（案）	【事務局】
参考資料 1	小電力無線システム委員会 構成員一覧	【事務局】
参考資料 2	気象観測用ラジオゾンデの高度化作業班 構成員一覧	【事務局】

## 5 議事

## (1) 前回議事要旨の確認

森川主査から、資料 2009-23-1 の前回議事要旨案について確認がなされた。特段の意見等はなく、承認された。

## (2) 委員会報告書案の審議について

森川主査から、今回の審議の目的は、作業班で調査検討し、技術的条件についてまとめた報告書案を当委員会にて審議。委員会承認後、当委員会報告書案をパブリックコメントにかけ、広く国民から意見を募集する旨の説明があった。

主査の説明の後、若尾専門委員（作業班主任）から、資料 2009-23-2 に基づき、作業班での検討状況及び委員会報告書案の概要説明がなされた。質疑応答は以下のとおり。

- （正村委員）：「2.2 諸外国における利用状況等」の部分で海外のラジオゾンデとの与被干渉について特に触れていないが、何らかの一文は追加した方がよいと思うが実態はどのようになっているか。
- （阿保専門家）：そもそもラジオゾンデは世界中で一斉に決まった時間（9:00JST 及び 21:00JST の各 30 分前）に気球を打ち上げて（放球）観測している。ラジオゾンデは放球後、気流の影響で西から東へ流されるので、仮に周辺国のラジオゾンデが近づいてきても、日本のラジオゾンデの追尾方向がほぼ東向きであること、周辺国のラジオゾンデは西から近づいてくるため、日本に来る頃には高々度にあるため、実態として混信の影響はない。
- （遠藤委員）：今回、狭帯域化に向けての技術的検討と言うことであるが、逆に今後、映像伝送等大量のデータ送信を前提として、広帯域化（ブロードバンド化）にする必要性はあるか。
- （藤田専門家）：現在使用しているものは、1,200bps～4,800bps でデータ伝送をしており、今後 1,600MHz 帯が 400MHz 帯へ移行されても、比較的データが多いとされる雲粒子に関するデータについても、対応可能と考えられる。
- （丹羽委員）：（送信時間に関係するが、）電池の寿命について、本文 5.1.8 に「自動的に電波の発射停止を行うことができることが望ましい。」とあるが、タイマー等何か担保されるものがあるか。
- （藤田専門家）：タイマーについて、機種によって装備されているものもあるが、基本的に電池の寿命は 3 時間程度のものを使用しているため、電波が発射し続けることはない。
- （土田委員代理）：本文「3.3 干渉検討結果」の「表 3.3-1 干渉パターン表」において、狭帯域化ラジオゾンデ欄の数値が帯域外か帯域内か分かり難いので、記述内容を検討していただきたい。
- （平野委員）：ラジオゾンデをリモートコントロールすることを想定しているか。
- （藤田専門家）：ラジオゾンデは、一度打ち上げると回収ができなくなるので、安価に押さえるため、構造はシンプルにしていること、また、海外においてもリモートコントロールを行うことは想定していない。
- （高野委員）：電波の型式等について、特に記載されていないが。
- （事務局）：現在、電波法施行規則に規定されている内容で対応が可能。ただし、

今後の技術の向上等で現行規則に当てはまらなくなってきた場合、関係規則等の見直しをしていきたい。

( 森 川 主 査 ) : これまでの議論を踏まえ、修正作業は主査と事務局に一任の上、修正版をパブリックコメントにかけることとしてよろしいか。

( 各 委 員 ) : 了。

(3) その他

事務局から、次の連絡事項があった。

- ア 今後のスケジュールについて、この委員会終了後、本文修正後パブリックコメントを実施。送られてきた意見を踏まえ、アドホック会合、作業班を経て、情報通信技術分科会で答申を得るための最終報告書案を審議するため、委員会を開催する旨周知。具体的な日時及び場所については、別途事務局から連絡する旨説明。
- イ 情報通信審議会の専門委員の女性比率向上について、引き続きご理解とご協力をお願い。

以上